第 7 章

個別的労使紛争処理制度

第1節	個別的労使関係調整事件の取扱状況	49
第2節	労働相談の取扱状況	5.9

第7章 個別的労使紛争処理制度

第1節 個別的労使関係調整事件の取扱状況

1 取扱状況

平成30年に取り扱った個別的労使関係調整事件は6件で、そのうち2件は、前年からの繰越し分であった。

終結区分は、解決が3件、打切りが1件、不開始が2件となった(第1表、第2表)。

第 1 表 個別的労使関係調整取扱状況

調整番号	申請者	調整事項	終結区分
29-10	労働者	有休21日分の支払いについて	不開始
30-1	労働者	安全配慮がなされなかったこと及び退職時の不当な扱いに 対する慰謝料	不開始
30-2	労働者	懲戒処分の撤回並びに謝罪の要求	打切り
30-3	労働者	契約期間満了までの勤務相当分の賃金及び通勤手当の支払い	解決

[※]平成30年中に申請のあった事件についてのみ記載。

第2表 個別的労使関係調整事件の取扱件数

(単位:件)

区分		-	取扱件数	ζ			j	終結件数	ζ		L · 11/
	前年	,	新規申請	Î		解	取下	打切	不開始	計	次年 繰越
年次	繰越	労働者	使用者	計	合計	決	げ	り	<u></u> 始	FI	
H13年	_	5	_	5	5	2	_	_	3	5	_
H14年	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H15年	_	7	_	7	7	2	_	_	5	7	_
H16年	_	8	_	8	8	5	2	1	_	8	_
H17年	_	2	_	2	2	2	_	_	_	2	_
H18年	_	6	_	6	6	4	1	1	_	6	_
H19年	_	5	_	5	5	4	_	_	_	4	1
H20年	1	6	_	6	7	3	1	3	_	7	_
H21年	_	7	_	7	7	3	_	4	_	7	_
H22年	_	4	_	4	4	3	_	1	_	4	_
H23年	_	2	_	2	2	1	1		_	2	_
H24年	_	3	_	3	3	_	_	3	_	3	_
H25年	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
H26年	_	2	_	2	2	_	_	1	1	2	_
H27年	_	6	_	6	6	4	_	1	1	6	_
H28年		10	_	10	10	3	1	_	1	5	5
H29年	5	10	1	11	16	5	2	1	6	14	2
H30年	2	4	_	4	6	3	_	1	2	6	_
計	8	87	1	88	96	44	8	17	19	88	8

2 調整事項別状況

平成30年に申請のあった個別調整事件を調整事項別にみると、「懲戒処分」、「退職」、「賃金未払い」、「労働条件等」、「その他」が各1件であった。(第3表)。

第3表 個別的労使関係調整事件の調整事項別件数

(単位:件)

区分年次	解雇	配置転換等	復職	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払い	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	その他賃金	労働条件等	職場の人間関係	その他	計
H13年	1	_	_	_	1	1	2	1	_	_	1	_	_	_	_	1	8
H14年	_	1	1	_	1	1	_	_	_	_	_	_		_		_	_
H15年	6	1	1	_	1	1	2	_	_	_	2	_	1	_		_	11
H16年	3	_	_	_	_	_	3	_	_	2	_	_	_	_	_	_	8
H17年	1	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	2
H18年	4	_	_	_	_	_	1	_	_	_	1	_		_		_	6
H19年	1	-	_	1	_	-	1	_	_	1	_	_	1	1		_	6
H20年	3	-	_	1	_	-	1	_	_	_	_	_	-	1	1	1	8
H21年	7	-	_	_	_	-	2	_	_	_	_	_	-	_		_	9
H22年	1	1	_	_	_	_	2	_	_	_	_	_	_	_	1	1	6
H23年	1	_	_	_	_	1	1	_	1	_	_	1	_	_	_	1	6
H24年	1	_	_	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	2	5
H25年	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
H26年	_	1	_	1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	4
H27年	2	1	_	1	_	_	1	_	_	2	_	_	1	_	2	_	10
H28年	3	_	_	_	2	_	9	4	_	_	2	1	_	14	3	_	38
H29年	2	_	1	_	5	_	6	_	1	2	_	1	_	3	2	1	24
H30年	_	_	_	1	1	_	1	_	_	_	_	_	_	1		1	5
計	36	3	1	7	9	4	32	5	2	8	6	3	2	20	10	8	156

3 処理日数別状況

平成30年に終結した個別調整事件の処理日数をみると、最短が22日、最長が65日であり、 平均処理日数は、49.5日であった。平均処理日数が高めとなった要因としては、紛争当時者と の日程調整に時間を要したことなどが考えられる(第4表)。

第4表 個別的労使関係調整事件の処理日数状況

(単位:件)

所要日数 年 次	10 日 以 内	11 〈 20 日	21 〈 30 日	31 〈 40 日	41 5 60 日	61 〈 100 日	101 日 以 上	平均日数(日)
H13 年	2	_	_	_	_	_	_	2.0
H14年	_	_	_	_	_	_	_	_
H15 年	1	1	1	_			1	19. 0
H16年	1	1	2	1	2		1	34. 2
H17年	1	1	1				1	23. 0
H18年	2	3		_		_		11.8
H19年	3	2	_	_		_	_	11.4
H20 年	2	1	1	1	_	_	_	24. 2
H21年	1	3	1	2	_	_	_	23. 0
H22年	_	2	2	_	_	_	_	19. 5
H23 年	_	_	_	_	_	1	_	71. 0
H24 年	_	_	_	2	1	_	_	35. 7
H25 年	1	1	1		1		1	_
H26 年	1	1	1	1	1		1	36. 0
H27年	_	_	_	1	4	_		49. 0
H28 年	_	_	_		2	1		56. 3
H29年	_		1	1	2	2	_	54. 7
H30年			1	_	2	1		49. 5
計	10	14	10	9	13	5	0	31.5

[※] 取下げ、不開始を除く。

[※] 処理日数は、受付日から終結日までの日数である。

第2節 労働相談の取扱状況

1 相談件数別取扱状況

- (1) 相談件数
 - 平成30年の労働相談の件数は、合計490件となり、対前年比で184.9%となった。
- (2) 相談者別
 - 相談者別にみると、労働者側からの相談が472件、使用者側からの相談が18件であった。
- (3) 相談方法別

相談方法別にみると、電話による相談が341件(69.6%)と最も多く、次いで、電子メールによる相談が82件(16.7%)、相談者が来所しての相談が47件(9.6%)、現地に赴いて受けた相談が20件(4.1%)であった。

第5表 相談件数別取扱状況

(単位:件)

	月区分		0 🗆	0 0	4 🛭	- 0	6月	7 0	0 0	0 0	10 🗆	11 🗆	10 🗆	^ ⇒ I	(相談者	舒区分)
区分			2月	3月	4月	5月	0/3	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	労働者	使用者
相談	牛数	25	32	31	25	49	41	56	63	37	58	35	38	490	472	18
集	電話	18	22	23	15	38	30	33	41	27	45	28	21	341	329	12
集団・	来庁	4	4	3	3	4	6	4	8	4	2	5	ı	47	45	2
個別計	電子メール	3	6	5	7	7	5	5	14	6	8	2	14	82	82	_
計	現地	ı	_	_	ı	ı	-	14	ı	-	3	ı	3	20	16	4
	電話	3	4	3	ı	5	3	ı	2	1	ı	ı	ı	21	15	6
集	来庁	3	1	1	ı	3	-	1	ı	1	1	1	ı	12	10	2
集団内訳	電子メール	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	1	2	2	_
訳	現地	ı	_	_	ı	ı	-	ı	ı	-	ı	ı	ı	-	ı	_
	小 計	6	5	4		8	4	1	2	2	1	1	1	35	27	8
	電話	15	18	20	15	33	27	33	39	26	45	28	21	320	314	6
個	来庁	1	3	2	3	1	6	3	8	3	1	4	_	35	35	_
個別内訳	電子メール	3	6	5	7	7	4	5	14	6	8	2	13	80	80	_
	現地	-	_	-	-	-	-	14	-	-	3	-	3	20	16	4
	小 計	19	27	27	25	41	37	55	61	35	57	34	37	455	445	10

(注)「集団」とは、労働組合に関することをいい、「個別」とは、労働者個人に関することをいう。

2 相談内容別取扱状況

(1) 相談事項数

1人の相談者から複数の事項にわたる相談があった場合、それぞれに集計しているため、相談 事項数は合わせて 723 件となっている。

(2) 相談事項別

相談事項別にみると、「労働条件等」に関することが193件(26.7%)と最も多く、次いで「賃金等」に関することが152件(21.0%)、「経営・人事」に関することが143件(19.8%)となっている。

第6表 相談内容別取扱状況

(単位:件)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	Λ ∌Ι.	(相談者	首区分)
区分	区分		2月	эл	47		6月	7月	δД	9 Д	10)1	11 /1	14月	合計	労働者	使用者
相談	事項数	47	47	45	38	65	68	77	90	58	81	44	63	723	697	26
	経営・人事	8	6	8	8	11	10	13	21	17	14	13	14	143	138	5
集団	賃金等	11	14	12	5	14	20	12	15	15	20	4	10	152	152	_
集団・個別計	労働条件等	11	11	11	14	21	18	23	27	13	18	11	15	193	189	4
計	職場の人間関係	4	5	6	9	5	6	19	16	9	20	5	13	117	116	1
	その他	13	11	8	2	14	14	10	11	4	9	11	11	118	102	16
	経営・人事	4	1	2	_	2	1	_	-	2	_	_	_	12	11	1
	賃金等	1	_	1	-	1	_	_	ı	_	_	_	_	3	3	_
	労働条件等	3	1	ı	ı	ı	_	-	ı	1	-	-	_	5	5	_
集	組合承認・組合活動	_	ı	1	ı	ı	1	1	ı	_	_	_	_	3	3	_
集 団内 訳	労働協約	_	ı	ı	ı	ı	_	ı	I	_	ı	ı	1	1	1	_
訳	団体交渉促進	3	4	1	ı	1	1	ı	I	_	ı	ı	_	10	6	4
	労働委員会制度	4	3	ı	ı	6	3	1	I	_	ı	ı	_	17	13	4
	その他	_	1	1	ı	1	1	ı	2	2	1	1	1	11	8	3
	小計	15	10	6	ı	11	7	2	2	5	1	1	2	62	50	12
	経営・人事	4	5	6	8	9	9	13	21	15	14	13	14	131	127	4
	賃金等	10	14	11	5	13	20	12	15	15	20	4	10	149	149	_
個別	労働条件等	8	10	11	14	21	18	23	27	12	18	11	15	188	184	4
個 別 内 訳	職場の人間関係	4	5	6	9	5	6	19	16	9	20	5	13	117	116	1
"`	その他	6	3	5	2	6	8	8	9	2	8	10	9	76	71	5
	小計	32	37	39	38	54	61	75	88	53	80	43	61	661	647	14

(注)「集団」とは、労働組合に関することをいい、「個別」とは、労働者個人に関することをいう。

3 労働困りごと相談会の実施

労働委員会制度や労働相談事業を広く県民に周知し、日頃、労使間の困りごとを抱えながらも、 平日の相談や来所しての相談が困難な県民の要望に応えられるよう、休日の現地相談会及び電話 相談を7月、10月及び12月に実施した。

当日は、当委員会の委員、事務局職員のほか、福島労働局の協力により総合労働相談員等を助 言者とし、7月に18件、10月に5件及び12月に3件の合計26件の相談を受け付けた。

また、平日の日中における相談が困難な方々の相談にも対応するため、10月に初めて夜間の労働相談会を実施した。

当日は、当委員会の事務局職員が相談員となり、1件の相談を受け付けた。

- (1) 第1回労働困りごと相談会(平成30年7月8日(日))
 - ア 現地相談会:郡山会場(午前10時~午後4時)
 - (7) 場 所:郡山市労働福祉会館(郡山市)
 - (イ) 相談員:星逸朗委員(使用者委員)及び事務局職員
 - (ウ) 助言者:福島労働局総合労働相談員
 - (工) 件数:9件
 - イ 現地相談会:会津会場(午前10時~午後4時)
 - (7) 場 所: 県会津若松合同庁舎(会津若松市)
 - (イ) 相談員:穴澤耕二委員(使用者委員)及び事務局職員
 - (ウ) 助言者:福島労働局総合労働相談員
 - (エ) 件数:5件
 - ウ 電話相談(午前10時~午後7時)
 - (7) 場 所:県自治会館4階労働委員会事務局(福島市)
 - (イ) 相談員:事務局職員
 - (ウ) 件数:4件
- (2) 第2回労働困りごと相談会(平成30年10月21日(日))
 - ア 現地相談会:白河会場(午前10時~午後4時)
 - (ア) 場 所:白河市産業プラザ人材育成センター(白河市)
 - (イ) 相談員: 坂路芳知委員(労働者委員)及び事務局職員
 - (ウ) 助言者:福島労働局総合労働相談員
 - (エ) 件数:1件
 - イ 現地相談会: いわき会場(午前10時~午後4時)
 - (ア) 場所:県いわき合同庁舎(いわき市)
 - (イ) 相談員:千歳芳雄委員(使用者委員)及び事務局職員
 - (ウ) 助言者:福島労働局総合労働相談員
 - (エ) 件数:2件
 - ウ 電話相談(午前10時~午後7時)
 - (ア) 場所:県自治会館4階労働委員会事務局(福島市)
 - (イ) 相談員:事務局職員
 - (ウ) 件数:2件

- (3) 第3回労働困りごと相談会(平成30年12月16日(日))
 - ア 現地相談会:福島会場(午前10時~午後4時)
 - (ア) 場所:県自治会館4階労働委員会事務局(福島市)
 - (イ) 相談員:駒田晋一委員(公益委員)及び事務局職員
 - (ウ) 助言者:福島労働局総合労働相談員
 - (エ) 件数:3件
 - イ 現地相談会:南相馬会場(午前10時~午後4時)
 - (7) 場 所:南相馬市労働福祉会館(南相馬市)
 - (イ) 相談員:泉野敦志委員(労働者委員)及び事務局職員
 - (ウ) 助言者:福島労働局労働紛争調整官
 - (エ) 件数:0件
 - ウ 電話相談(午前10時~午後7時)
 - (7) 場 所:県自治会館4階労働委員会事務局(福島市)
 - (イ) 相談員:事務局職員
 - (ウ) 件数:0件
- (4) 夜間労働相談会(平成30年10月30日(火)午後5時15分~午後7時)
 - ア 来所相談
 - (ア) 場所:県自治会館4階労働委員会事務局(福島市)
 - (イ) 相談員:事務局職員
 - (ウ) 件数:1件
 - イ 電話相談
 - (7) 場 所: 県自治会館4階労働委員会事務局(福島市)
 - (4) 相談員:事務局職員
 - (ウ) 件数:0件